

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

1. 案内情報

- 手続名 : 予備検査
- 手続根拠 : 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第17条の1
5第1項
- 手続対象者 : 物件の製造者等
- 提出時期 : 物件により異なりますので、最寄りの地方運輸局等へお
問い合わせ下さい。
- 提出方法 : 申請書を物件等の製造等を行う事業場の所在地を管轄す
る各地方運輸局等へ提出してください。
- 手数料 : 海洋汚染防止設備等及び油濁防止緊急措置手引書検査規
則別表第一又は別表第二
- 添付書類・部数 : 同規則第6条第3項に規定されている書類（物件の製造
仕様書、物件の構造を示す図面）
- 申請書様式 : 海洋汚染防止設備予備検査申請書（第四号様式）
- 記載要領・記載例 : 最寄りの各地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 提出先：物件の所在地を管轄する地方運輸局等へ提出して下さい。
地方運輸局等の所在地は、別紙の地方運輸局等一覧をご参照下さい。
- 受付時間：地方運輸局等一覧に記載しております。
- 相談窓口：最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

3. 手続情報

- 審査基準 : 海洋汚染防止設備等及び油濁防止緊急措置手引書に関する技術上の基
準を定める省令等
- 標準処理期間：船舶の状況等により異なります。最寄りの地方運輸局等へお問い合
わせ下さい。
- 不服申立方法：行政不服審査法の規定による。

海洋汚染防止設備予備検査申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

海洋汚染防止設備等及び油濁防止措置緊急措置手引書検査規則第 5 条第 3 項の規定により 次のとおり申請します。

予備検査を受けようとする物件の名称、型式及び数	
製造者の氏名又は名称	
予備検査を受けようとする時期	
予備検査を受けようとする事業場の名称及び所在地	
予 備 検 査 の 種 類	
製 造 番 号	
備 考	